

【地域コミュニティ支援補助金制度のQ&A】

Q1 行政に補助金を申請している場合、地域コミュニティ支援補助金は申請対象となりますか。

A:申請できます。補助金は実費支給が原則ですので申請書の収入欄に行政及び生協の助成金の金額をご記入の上、申請して下さい。

Q2 生協の組合員でなければ応募できないのですか。

A:生協の組合員でなくとも応募できます。助成対象となる活動で、グループや団体に活動される場合は応募できます。

Q3 これからグループをつくって活動をはじめようと考えています。活動実績がなくても応募できますか。

A:これからグループや団体をつくって補助金対象となる活動をされる場合は申請できます。

Q4 提出書類に団体の規約、定款、決算書とありますが任意のグループなのでそうした書類がないです。それでも申請できるのでしょうか。

A:規約、定款、決算書等を備えていない場合はグループの活動がわかるパンフ・ニュース・会報・チラシ等や現金出納帳など活動の収支がわかるものを提出して下さい。

Q5 申請団体やグループ構成員の人件費や当該構成員の講師料は対象経費として申請できますか。

A:申請団体やグループ構成員の人件費や講師料は対象外となります。

Q6 ボランティア保険の保険料は申請の対象となりますか。

A:申請の対象経費となります。

Q7 補助金を貰った場合、団体・グループの情報を公開しなければならないのですか。

A: 組合員に報告するために活動の取材等にご協力をお願いします。

Q8 補助金は何年間も継続して申請してもよいのですか。

A: 補助金申請は3年間を上限としています。